

AI-NET AA在庫規約

第1条（定義）

1. AI-NETとは、荒井商事株式会社（以下「荒井商事」といいます。）が主催するオークション（以下「アライA」といいます。）参加と その関連サービスの提供を、インターネットを通じ可能とするシステムのことをいいます。
2. アライA会員とは、荒井商事が主催するオークションの入会者のことをいいます。
3. AI-NET会員とは、アライA会員のうちAI-NETを利用するサービスに入会した者のことをいいます。
4. 次開催オークション及び翌開催日とは、アライAが主催する会場にて対象車両が出品されたオークション日の同会場の同開催の翌週以降の最初に開催されるオークション及び当該オークションの開催日をいいます。
5. AA在庫出品とは、セリにおいて流札された出品車で、同会場の次開催オークションへ再出品が決定している車両について、アライA会員の資格を有する出品店がAA在庫価格（業販価格）を設定し、AI-NET上で出品することをいいます。
6. AA在庫落札とは、AI-NET会員がAA在庫出品された車両の購入を申込むことをいいます。
7. アライA規約とは、アライオークション規約（乗用/商用バン）及びアライオークション規約（トラック・バス）アライオークション総合機械規約（包括）・アライオークション総合機械規約（バイク）・AI-NET規約を包括したことをいいます。
8. 本規約における用語の意味は、特に定めのない限り、アライA規約と同一とします。

第2条（出品対象車両）

1. AA在庫出品は、アライAの流札車のうち、同会場の次開催オークションに再出品される車両で、出品店からの申込みがあった車両のみが対象となります。但し、搬出済み車両、再出品の際に価格以外の訂正が必要な車両を出品することはできません。
2. 前項の出品対象車両に該当する場合であっても、出品に不備があるとアライAで判断した場合、出品をお断りすることがあります。
3. AA在庫出品車両は、次開催オークション終了まで搬出を禁止いたします。

第3条（AA在庫出品）

1. AA在庫出品をすることができるのは、アライA会員に限られます。
2. AA在庫出品は、下記の方法にて受付けをおこないます。

①AI-NETからの出品申込み

該当車両のセリ終了後から、AA在庫掲載期間終了まで、AI-NET出品管理のAA在庫出品受付画面よりご出品いただけます。但し、以下開催の出品においては、下記のとおりとします。

イ. 小山会場木曜日開催から同週土曜日開催への移動出品を禁止いたします。

ロ. 小山会場土曜日開催から翌週木曜日開催への移動出品を禁止いたします。

ハ. アライネットワーク映像コーナーへ出品の場合、AA在庫への掲載を禁止いたします。

ニ. 特設のヤード出品映像コーナーへ出品の場合、アライAの判断にて掲載を禁止する場合があります。

②事務局への出品申込み

事務局に所定の用紙を、提出・FAXすることで受付けいたします。但し、アライAが定める事務局休館日・日曜日を除く、9時から17時までの受付けとなります。但し、以下開催の出品においては、下記のとおりとします。

イ. 小山会場木曜日開催から同週土曜日開催への移動出品を禁止いたします。

ロ. 小山会場土曜日開催から翌週木曜日開催への移動出品を禁止いたします。

ハ、アライネットワーク映像コーナーへ出品の場合、AA在庫への掲載を禁止いたします。

ニ、特設のヤード出品映像コーナーへ出品の場合、アライAの判断にて掲載を禁止する場合があります。

3. アライAのオークション出品票のAA在庫価格欄にAA在庫価格（業販価格）をご記入され、流札した場合は、自動的にAA在庫出品されます。

第4条（AA在庫価格変更及び出品取消）

1. AA在庫出品をした出品車のAA在庫価格変更及び出品取消は下記の方法により行うことができます。

①A I－N E TからのAA在庫価格変更及び出品取消

AA在庫掲載期間中、A I－N E T出品管理のAA在庫出品のAA在庫価格変更・出品取消画面より手続きを行うことができます。但し、AA在庫価格変更依頼時・出品取消依頼時から情報の反映までに時間を要する場合があります。

②事務局でのAA在庫価格変更及び出品取消

アライAが定める事務局休館日・日曜日を除く、9時から17時までの間に所定の申込み用紙を、提出又はFAXすることで受け付けいたします。但し、用紙の到着から、情報の反映まで時間がかかる場合があります。

2. AA在庫価格変更及び出品取消は、A I－N E T上において情報が反映された時点をもって有効となり、情報反映前に落札された場合には、反映前の情報が有効となります。
3. 当該車両の出品店でAA在庫価格変更及び出品取消の申込みがあった場合、申込み順での最終情報を有効とします。
4. AA在庫出品の取消を行っても、次開催オークション再出品を取消することはできません。
5. AA在庫出品掲載中における、価格変更、出品取消については情報の反映まで時間がかかる場合があるため、反映前に落札された場合でのトラブルについては、理由の如何を問わずアライAは一切の責任を負わないものとします。

第5条（掲載期間）

1. 掲載期間は、各会場の開催日翌日の0時から5日後の24時までとします。
2. アライAは、第3条に拘わらず、アライAの運営上、その裁量によりAA在庫出品ができる資格及び出品の受付を制限することができます。
3. アライAの判断により、掲載期間を変更する場合があります。

第6条（AA在庫落札）

1. AA在庫出品車両の閲覧・落札は、A I－N E T上のみで行うことができます。
2. AA在庫出品された車両はA I－N E T上に掲載されるため、AA在庫落札をすることができるのは、A I－N E T会員に限られます。
3. AA在庫購入確認画面で「AA在庫落札する」をクリックした時点でAA在庫落札の申込みが完了となり、AA在庫システム側で、その情報（データ）を受理し処理が完了した日時を成約日といたします。

第7条（AA在庫出品・落札制限・落札限度額）

1. アライAの判断により、会員がAA在庫出品またはAA在庫落札することを制限することができます。
2. AA在庫掲載期間中における落札限度額は、アライAが定めた落札限度額以内とし、落札限度額を超えた購入については事務局の判断を必要とします。
3. AA在庫掲載期間中にAA在庫落札した落札金額については、次回開催オークションの落札金額に含まれるものとします。

第8条（手数料）

1. AA在庫出品及び落札に関するサービスの利用による手数料は次のとおりです。

4輪・バントラ・ 総合機械（建機系 商材）手数料	AA在庫出品（掲載）料	無料
	AA在庫成約料	通常成約料 プラス 5,000 円／台（税別）
	AA在庫落札料	通常落札料（税別）

総合機械（バイク 商材）手数料	AA在庫出品（掲載）料	無料
	AA在庫成約料	通常成約料 プラス 1,000 円／台（税別）
	AA在庫落札料	通常落札料（税別）

※通常成約料及び通常落札料とは、それぞれ現車オークションをポスにて利用した成約及び落札に関する手数料を意味します。

※通常手数料（成約・落札料）は、規約に記載のある手数料のことを意味します。

（コーナー手数料は通常手数料とは異なります）

2. AA在庫出品にて成約した場合、次開催でのアライA出品料は発生いたしません。

第9条（AA在庫成約・落札通知）

- 第9条第3項にて成約した場合、AA在庫成約通知（出品店）及びAA在庫落札通知（落札店）をFAXにて通知いたします。また、A I－N E T出品管理上でも確認することができます。
- アライAの都合により、AA在庫成約通知（出品店）及びAA在庫落札通知（落札店）FAXの送付が遅れる場合があります。

第10条（譲渡書類等提出期限）

- 譲渡書類等の提出期限は、翌開催日を基準日としアライA規約に準じます。
- 譲渡書類等の提出期限に関するクレーム、ペナルティ等の規定は、アライA規約に準じます。

第11条（譲渡書類有効期限・名義変更期限）

- 譲渡書類有効期限及び名義変更期限は、翌開催日を基準日としアライA規約に準じます。
- 成約車両の譲渡書類有効期限が、翌開催日から起算して21日未満の場合、出品店、落札店ともアライA規約のほかアライAの裁定に従うものとします。
- 譲渡書類有効期限・名義変更期限に関するクレーム、ペナルティ等の規定は、アライA規約に準じます。

第12条（自動車税の処理基準）

自動車税未経過相当額は、翌開催日を基準日として処理いたします。

第13条（成約車両代金等の決済）

成約日の翌開催日を基準日とし、アライA規約に準じます。

第14条（落札車両代金等の決済）

落札店の落札車両代金・手数料等の決済は、一括して成約日の翌開催日を基準日とし、アライA規約に準じます。

第15条（落札車両搬出）

- デポジット会員及び2輪ビジター会員、提携会場の共通会員においては、入金確認後の搬出となります。

2. アライオークション総合機械（機械系商材）における落札は、入金確認後の搬出となります。
3. 搬出可能時間は、アライA該当会場の搬出要綱に準じます。
4. 搬出期限以降のAA在庫落札車については、原則として翌開催日のセリ終了後の搬出となります。

第16条（契約の解約）

1. 成約後の売買契約の解約の申告は、成約日の翌営業日17時までに行うことができます。
2. 売買契約の解約金については、アライA規約の当日キャンセル規定に準じます。
3. 出品店が車両搬出後に解約をする場合、前項の解約金等に陸送料金及び実費が加算されます。
4. 落札店は、車両搬出後に売買の解約をすることはできません。
5. AA在庫成約車両が出品店側の都合により搬出されていた場合、落札店は強制的に解約することができます。

第17条（クレーム）

1. AA在庫落札車両における検査規定のクレーム受付は、下記といたします。
 - ①アライオークション4輪開催・アライオークションバントラ開催においては、AA在庫成約日の翌開催日を起点とし、アライオークション規約（乗用/商用バン）「第11章〔II〕裁定（クレーム）規程」、アライオークション規約（トラック・バス）「第9章 クレーム規程」に準じます。
 - ②アライオークション総合機械（バイク商材）開催においては、AA在庫成約日の翌開催日を起点とし、アライオークション総合機械規約（バイク）「第6章の〔II〕裁定（クレーム）規定」に準じます。
 - ③アライオークション4輪開催、アライオークションバントラ開催、アライオークション総合機械（バイク商材）開催ともに、次開催日以降の搬出における検査規定のクレーム受付は、アライA規約に準じます。
 - ④アライオークション総合機械（機械系商材）においては、アライオークション総合機械規約（包括）に基づき裁定とします。
2. 検査規定における前項以外のクレーム規約については、アライA規約に準じます。

第18条（計算書）

計算書の発行は、該当会場の翌開催日となります。

第19条（その他）

本規約に記載のない事項については、アライオークション規約（乗用/商用バン）及びアライオークション規約（トラック・バス）・アライオークション総合機械規約（包括）・アライオークション総合機械規約（バイク）・A I - N E T規約に準じます。

第20条（規約の改定）

アライAは、AA在庫サービス内容の変更などに応じて、本規約を改定することができます。

第21条（アライAの免責）

アライAは、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負わないものとします。

1. アライA及び業務提携先のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害が発生した場合。
2. アライAの判断により、会員のAA在庫サービスの利用を制限している場合。
3. 出品店がAA在庫出品された車両に関しての二重売り、誤搬出などで落札店に損害を与えた場合。
4. AA在庫価格変更及び出品取消の依頼がなされてから、A I - N E T上に情報が反映されるまでの間に落札された場合などにおいて出品店が損害を受けた場合。
5. 落札通知、及び成約通知FAXの遅れにより損害が発生した場合。

6. その他、アライ A の営業時間外及び日曜日などの休業日においての各種受付の遅れによる損害が発生した場合。
7. そのほか、アライ A 規約に準じます。

第 2 2 条 (アライ A による解除等)

アライ A は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合、落札者から買主たる地位を承継して、自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができるものとします。この場合、アライ A の解除権、代金減額請求権等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから 1 年を上限として、アライ A がその裁量で決することができるものとします。

第 2 3 条 (紛争の処理)

本規約に関して紛争が生じた場合、アライ A が、公平・中立を旨として、会員等の利害を調整するように努めるものとします。調整が見つからない場合、紛争当事者は、アライ A の裁定に従うものとします。

第 2 4 条 (施行)

平成 22 年	7 月 20 日施行
平成 22 年	8 月 3 日改定
平成 22 年	1 月 1 日改定
平成 29 年	10 月 1 日改定
平成 30 年	8 月 1 日改定
令和 6 年	10 月 1 日改定